

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）（抄）	1
○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）（抄）	1
○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）（抄）	3
○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）	6
○不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）	7
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）	7
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）	10
○日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）（抄） ※日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第七条による廃止前の条文	14
○運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）（抄） ※独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条による廃止前の条文	14
○鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号）（抄） ※運輸施設整備事業団法附則第十五条による廃止前の条文	15
○全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）（抄）	16
○全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）（抄）	17
○日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令（昭和六十二年政令第五十三号）（抄）	18
○日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）（抄） ※日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第十一条による改正前の条文	19
○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）	19
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	19

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）（抄）
（投資の対象）

第六条 法第二十一条第一項の規定により機構が投資することができる事業は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 機構の所有する資産（法第十三条第一項及び第二項に規定する業務（次条において「特例業務」という。）に係るものに限る。次号において同じ。）の処分を促進するための調査、企画又は広報を行う事業
- 三 （略）

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の特例）

第七条 法第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われる場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項中「次に掲げる法令の規定」とあるのは、「次に掲げる法令の規定並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第七十八条第一項及び不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第六十九条第三項の規定」とする。

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）（抄）

（機構の業務に関する特例）

第十三条 機構は、当分の間、機構法第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

- 一 第七条から第十一条までの規定により負担することとされる費用等の支払を行うこと。
- 二 前号の業務その他の業務の遂行に必要な資金に充てるために附則第二条の規定により公団が承継した土地その他の資産のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの。
- 三 前号の業務を効果的に推進するため附則第二条の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものに係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、附則第二条の規定により公団が承継した権利及び義務のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの行使及び履行のために必要な業務を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の規定により同項に規定する業務を行う間、機構法第十三条及び前項に規定する業務のほか、同項第二号の業務を効果的に推進するため特に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、資金の貸付けを行うことができる。

3 （略）

(投資)

第二十一条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、機構の委託により第十三条第一項及び第二項に規定する業務（以下「特例業務」という。）の一部を行う事業並びに特例業務と密接に関連する事業で特例業務の円滑な遂行に資するものに投資することができる。

2 (略)

(特例業務勘定)

第二十七条 機構は、特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特例業務勘定」という。）を設けて整理しなければならぬ。

2・3 (略)

附 則

(機構の行う特別債券の発行等の業務)

第四条 機構は、機構法第十三条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

- 一 平成二十四年三月三十一日までの間、その利子に係る収入による北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の経営の安定を図るため、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社が引き受けるべきものとして、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券（以下この条において「特別債券」という。）を発行すること。

二 特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払を行うこと。

三 (略)

2・8 (略)

(機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の業務)

第五条 機構は、平成三十三年三月三十一日までの間、機構法第十三条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項並びに前条第一項に規定する業務のほか、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社に対し、老朽化した鉄道施設等（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設、設備又は車両をいう。以下この項において同じ。）の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付を行うことができる。

25 (略)

(区分経理の特例)

第六条 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法第十三条第一項第一号に掲げる業務に関する事業のうち平成五年度から平成九年度までの間に行われた鉄道施設の建設に関するものに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるため、平成二十三事業年度において、特例業務勘定における平成二十二事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後の同条第一項の規定による積立金の額に相当する金額のうち、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を、特例業務勘定から建設勘定（機構法第十七条第二項に規定する建設勘定をいう。以下この条において同じ。）に繰り入れることができる。

2 (略)

3 機構は、機構法第十七条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、機構法附則第十一条第一項第一号に掲げる業務に必要な費用（平成二十三年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における日本貨物鉄道株式会社の同号に規定する鉄道線路の使用に係るものに限る。）に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。

4・5 (略)

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止)

第七条 日本国有鉄道清算事業団法は、廃止する。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第十一条 日本国有鉄道改革法等施行法の一部を次のように改正する。

(略)

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

(略)

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第

号）（抄）

(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正)

第一条 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

(略)

第十三条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、当分の間、機構法第十三条及び前二項に規定する業務のほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対し、本州と四国を連絡する鉄道施設であつて国土交通大臣が定めるものの改修に必要な資金に充てるための資金の交付を行うことができる。

第二十一条第一項中「(以下「特例業務」という。)」を削り、「特例業務と」を「当該業務と」に、「特例業務の」を「当該業務の」に改める。

(略)

第二十七条の見出しを「(特例業務勘定等)」に改め、同条第一項中「特例業務に」を「第十三条第一項から第三項までに規定する業務(以下「特例業務」という。)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 機構は、機構法第十七条第一項及び第一項の規定にかかわらず、旧事業団法附則第九条第二項第一号に規定する鉄道施設の改修に要する費用に充てるため、国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定(機構法第十七条第二項に規定する建設勘定をいう。附則第八条において同じ。)に繰り入れることができる。

(略)

附則第四条第一項中「並びに第十三条第一項及び第二項に規定する業務」を「及び特例業務」に改め、同項第一号中「北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社」を「旅客会社(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社)に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社をいう。以下同じ。)」の、「北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社」を「当該旅客会社」に改め、同項第三号中「北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社」を「旅客会社」に改める。

附則第五条の見出しを「(機構の行う会社等への助成金の交付等の業務)」に改め、同条第一項を次のように改める。

機構は、令和十三年三月三十一日までの間、機構法第十三条に規定する業務並びに特例業務及び前条第一項に規定する業務のほか、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項に規定する会社(以下「会社」という。))の経営基盤の強化を図るため、次の業務を行うことができる。

一 会社及び鉄道施設等(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設、設備又は車両をいう。以下この号において同じ。))を旅客会社に貸し付ける者に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他の鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。

二 会社に対し、当該会社の生産性の向上に資する施設等(施設、設備、機器、装置又はプログラム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十

五年法律第九十号) 第二条第二項に規定するプログラムをいう。) をいう。) の整備(これに関する調査を含む。) 及び管理に必要な資金を
出資すること。

三 会社に対し、第十三条第二項の規定による貸付金又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律(令和
三年法律第 号) 第一条の規定による改正前の附則第五条第一項の規定による貸付金に係る債権の全部又は一部を出資すること。

附則第五条第五項中「業務及び」を「業務並びに」に、「附則第五条第一項の」を「附則第五条第一項第一号及び第二号の」に改める。
附則中第十一条を第十三条とし、第七条から第十条までを二条ずつ繰り下げる。

附則第六条第一項中「(機構法第十七条第二項に規定する建設勘定をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同条第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同条を附則第八条とし、附則第五条の次に次の二条を加える。

(機構の行う利子補給金の支給の業務)

第六条 機構は、機構法第十三条に規定する業務並びに特例業務並びに附則第四条第一項及び前条第一項に規定する業務のほか、国土交通大臣が
指定する金融機関が行う会社の経営基盤の強化に必要な資金の貸付け(令和三年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に締結した契約
に基づくものに限る。) について、当該金融機関に対し、利子補給金を支給することができる。

2 機構は、前項に規定する業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項に規定する業務に関する経理は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、特例業務勘定において行うものとする。

4 国土交通大臣は、第二項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、機構法第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務並びに日本国有鉄道
清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「債務等処理法」という。)、附則第六条第一項に規定する業務」と、機構法第三十一条第一号中
「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び債務等処理法附則第六条第一
項」とする。

(機構の行う会社の土地の取得等の業務)

第七条 機構は、機構法第十三条に規定する業務並びに特例業務並びに附則第四条第一項及び第五条第一項並びに前条第一項に規定する業務のほ
か、次の業務を行うことができる。

一 令和十三年三月三十一日までの間、会社の所有する土地のうち日本国有鉄道改革法第二十二條の規定により承継されたものであって、当該
会社の事業の用に供されていないものの取得を行うこと。

二 当分の間、前号の規定により取得した土地の処分を行うこと。

三 当分の間、前号の業務を効果的に推進するため同号の土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理
及び譲渡を行うこと。

- 2 機構は、前項第一号の業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 3 第一項に規定する業務に関する経理は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、特例業務勘定において行うものとする。
- 4 国土交通大臣は、第二項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 5 第一項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、第十四条中「という。」とあるのは「という。」並びに附則第七条第一項第二号及び第三号の業務」と、「資産処分業務」とあるのは「資産処分業務並びに同項第二号及び第三号の業務」と、第二十九条中「場合」とあるのは「場合及び附則第七条第五項の規定により読み替えて適用する場合」と、通則法第三十条第二項第六号中「供しようとするとき」とあるのは「供しようとするとき（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号。以下「債務等処理法」という。）附則第七条第一項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合を除く。）」と、通則法第四十八条ただし書中「供するとき」とあるのは「供するとき並びに債務等処理法附則第七条第一項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合」と、機構法第十条第一項第四号中「販売」とあるのは「販売、土地の売買」と、機構法第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第七条第一項に規定する業務」と、機構法第三十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び債務等処理法附則第七条第一項」とする。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

（略）

附則第十一条第一項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 附則第三条第十一項の規定による繰入れに必要な費用に充てるとともにその利子に係る収入による旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社の経営の安定を図るため、当該旅客会社から長期借入金を借り入れること。

七 前号の規定による長期借入金の償還及び当該長期借入金に係る利子の支払を行うこと。
（略）

○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）

（適用の除外）

第七十八条 この法律の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない。

2 (略)

○不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）

第六十九条（略）

2 (略)

3 この法律の規定は、国及び地方公共団体については、適用しない。

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）

（鉄道施設の貸付け等の基準）

第五条 法第十四条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の貸付けで独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が行うものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第十三条第一項第五号の規定により建設又は大改良をした認定速達性向上事業者（都市鉄道等利便増進法第五条第五項に規定する認定速達性向上事業者をいう。第七条の二において同じ。）又は認定駅施設利用円滑化事業者（同法第十五条第六項に規定する認定駅施設利用円滑化事業者をいう。第七条の二において同じ。）の営業する鉄道又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の貸付け

2 法第十四条第一項の規定による鉄道施設又は軌道施設の譲渡で機構が行うものは、次に掲げるものとする。

一 法第十三条第一項第六号の規定により旅客会社又は貨物会社に貸し付けた鉄道施設（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号。以下「債務等処理法」という。）附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号。附則第五条において「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。）附則第九条第二項第一号及び前項第三号に規定する鉄道施設を除く。）であつてその貸し付けた日から起算して第七条第一項第一号の国土交通大臣が指定する期間を経過したものの譲渡

二 (略)

3 (略)

第七条 第五条第一項の規定により同項第二号に掲げる鉄道施設を貸し付ける場合における毎事業年度の貸付料の額は、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号に掲げる額を減じて得た額に相当する額を基準として定めるものとする。

一 当該鉄道施設の建設に要した費用（当該鉄道施設の建設に係る借入れに係る貸付時までには生じた利子（国土交通大臣が指定する利率により生ずるものとして計算したものに限る。）並びに鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（以下「機構債券」という。）に係る債券発行費及び債券

発行差金並びに当該鉄道施設に係る租税（貸付時までの期間に係るものに限る。）を含む。次号及び次項第一号において同じ。）のうち借入れに係る部分を国土交通大臣が指定する期間及び利率による元利均等半年賦支払の方法により償還するものとした場合における当該事業年度の半年賦金の合計額

二（四）（略）

2（略）

（特定債権の繰入れの範囲等）

第九条 法第十七条第三項第一号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れは、毎事業年度、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

一 法第十七条第三項に規定する特定債権に基づく毎事業年度の支払額

二 当該事業年度における法第十七条第五項の規定による繰入金金の額

三 当該事業年度における法第十七条第六項の規定による繰入金（法附則第三条第十項後段の規定によるものを含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）、法附則第十一条第一項第五号の規定による貸付金（法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第三号及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号。以下この号及び第六号イにおいて「旧基金法」という。）第二十条第一項第三号の規定による帝都高速度交通営団（以下「営団」という。）に対する貸付金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の償還金及び旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金（旧基金法第二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の返還金の合計額

四 当該事業年度における第三項の費用及び法第十七条第四項第三号に規定する管理費の額の合計額

五 旧事業団法附則第七条第一項の規定により運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）が承継し、さらに、法附則第三条第一項の規定により機構が承継した債務（当該債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に係る借入れに係る債務を含む。）であつて機構が当該事業年度の開始の日において負担しているものの償還及び当該債務に係る利子の支払を、償還期間を同日から平成二十九年三月三十一日までの期間とし、利率を当該債務の平均利率（当該事業年度の当該債務に係る利子の額を当該債務の額で除して得た率をいう。）に相当する率として元利均等半年賦支払の方法により行うものとした場合における当該事業年度の償還額及び利子の支払額の合計額

六 当該事業年度において、イ又はロに掲げる額のいずれが多い額

イ 旧基金法附則第四条第二項に規定する鉄道整備基金が承継した債務の額に相当する額の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を、償還期間を平成三十年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間とし、利率を年六・三五パーセントとして元利均等半年賦支払の方法によ

り行うものとした場合における当該事業年度の償還額及び利子の支払額並びに第三号に掲げる額の合計額

ロ 当該事業年度における法附則第三条第十一項の規定により繰り入れる額

2 法第十七条第三項第二号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れ及び法附則第十一条第五号の規定による助成は、毎事業年度、前項第六号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

3 法第十七条第四項第三号の政令で定める費用は、租税及び機構債券に係る債券発行費とする。

4 法第十七条第四項第三号の政令で定めるところにより算定した額は、当該事業年度における第一項第四号及び第五号並びに第六号ロに掲げる額の合計額とする。

(他の法令の準用)

第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 三十二 (略)

2 (略)

附 則

(助成勘定から新特例業務勘定に繰り入れる方法)

第四条 法附則第三条第十一項の政令で定める方法は、次に掲げるところにより繰り入れる方法とする。

一 旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)に対して負担する債務のうち機構の成立の日までに償還されていないもの及び当該未償還の債務に係る利子を、それぞれ債務等処理法第二十七条第一項に規定する勘定から法第十条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定への貸付金及び当該貸付金に係る利子とみなし、当該みなされた貸付金及び当該みなされた貸付金に係る利子の額に相当する金額を、それぞれ次に掲げるところにより各事業年度の半期ごとに繰り入れるものとする。

イ 繰入期間 機構の成立の日から、同日から起算して四十八年を経過する日までの期間

ロ 利率 年六・三五パーセント

ハ 半期ごとの繰入れの期限 毎事業年度、九月三十日又は三月三十一日

二 前号に規定する半期ごとに繰り入れるべき金額(次号において「要繰入額」という。)は、イ及びロに掲げる額の合計額に等しい額とする。

イ 国土交通大臣が、前号イの繰入期間を区分して指定する期間ごとに定める額

ロ 当該半期における法第十七条第六項の規定による繰入金、法附則第十一条第五号の規定による貸付金の償還金及び旧事業団法第二十

条第七項の協定に基づく寄託金の返還金の合計額

三 機構は、要繰入額を超えて繰入れを行うことができるものとし、この場合においては、当該半期の次の半期（以下この号において「翌半期」という。）に係る前号イ及びロに掲げる額の合計額からその超えて繰入れを行った額を減じて得た額を翌半期における要繰入額とすること。

2 国土交通大臣は、次に掲げるところにより、前項第二号イの期間を指定し、及び同号イの額を定めるものとする。

一 国土交通大臣が指定する期間は、債務等処理法第二十一条第一項の特例業務の実施の状況を勘案して指定するものとし、当該期間のうちの最後の期間（次号及び第三号において「最後の指定期間」という。）は、法第十七条第六項の規定による繰入金の繰入れが全て完了する日、法附則第十一条第一項第五号の規定による貸付金の償還が全て完了する日又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金の返還が全て完了する日のうち最も遅い日の翌日以後の期間について指定するものとする。

二 国土交通大臣がその指定する期間（最後の指定期間を除く。）ごとに定める額は、当該期間内の機構の各事業年度における第九条第一項第一号に掲げる額から同項第四号及び第五号に掲げる額の合計額を減じて得た額の二分の一に相当する額（平成十五年度に係るものにあつては、当該減じて得た額）の範囲内において債務等処理法第二十一条第一項の特例業務の実施の状況を勘案して定める額とすること。

三 (略)

3 (略)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）

（業務の範囲）

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 五 (略)

六 前号の規定により建設又は大改良をした鉄道施設又は軌道施設を当該鉄道又は軌道に係る鉄道事業者に貸し付け、又は譲渡すること。

七 十一 (略)

2 機構は、前項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金等（補助金その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

二 鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）第八条第八項又は踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第十条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。

三 前二号に規定するもののほか、鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良（これらに関する調査を含む。）に関する事業、鉄道事業に係る技

術の開発に関する事業、鉄道事業の業務運営の能率化に関する措置その他の鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を行う鉄道事業者その他の者に対し、これらの事業等に要する費用に充てる資金の全部又は一部について、予算で定める国の補助金等の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

3・4 (略)

(鉄道施設の貸付け等)

第十四条 機構は、前条第一項第三号又は第六号の規定により鉄道施設又は軌道施設を貸し付け、又は譲渡しようとするときは、貸付料又は譲渡価額について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。貸付料を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(区分経理等)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 三 (略)

四 第十三条第二項の業務

2 (略)

3 機構は、第一項の規定にかかわらず、附則第三条第一項の規定により機構が承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号。以下「譲渡法」という。）第一条に規定する新幹線鉄道施設の譲渡の対価の支払を受ける債権（第二十二条において「特定債権」という。）に基づき、譲渡法第二条に規定する旅客鉄道株式会社から毎事業年度において支払を受ける額（次項において「特定債権に基づく毎事業年度の支払額」という。）については、助成勘定に繰り入れ、当該額の一部に相当する金額を、次に掲げる事業に要する費用（第一号に掲げる事業については、当該事業に係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用を含む。）の一部に充てるため、建設勘定に繰り入れるものとする。

一 第十三条第一項第一号に掲げる業務に関する事業

二 第十三条第一項第五号に掲げる業務に関する事業（附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第三号の規定による貸付けに係るものに限る。）

4 前項の規定による繰入れ及び附則第十一条第一項第五号の規定による助成は、政令で定めるところにより、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

一・二（略）

三 当該事業年度における旧事業団法附則第七条第一項の規定により運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）が承継し、さらに、附則第三条第一項の規定により機構が承継した債務の償還及び当該債務に係る利子の支払（これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払並びにこれらに係る管理費その他政令で定める費用の支払を含む。第十九条第一項第二号において「特定債務の償還等」という。）の確実かつ円滑な実施に要する費用の額並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号。附則第十一条第二項において「債務等処理法」という。）に基づいて機構が行う業務の確実かつ円滑な実施のために附則第三条第十一項の規定により繰り入れる額として政令で定めるところにより算定した額

5 機構は、第一項の規定にかかわらず、第三項第一号に掲げる事業（附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号。以下「旧公団法」という。）第十九条第一項第一号に掲げる業務に関する事業であつて、譲渡法附則第二条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法（昭和六十一年法律第八十九号）附則第十三条第一項の交付金、旧基金法第二十条第一項第一号の交付金又は旧事業団法第二十条第一項第一号の交付金の交付を受けて行われたものを含む。）について、政令で定めるところにより算定される剰余金を生じたときは、当該剰余金の額に相当する金額を建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

6 機構は、第一項の規定にかかわらず、第三項第二号に掲げる事業に要する費用の一部に充てるため同項の規定により繰り入れた金額に相当する金額については、後日、政令で定めるところにより、建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

附 則

（事業団の解散等）

第三条 事業団は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。

2（略）

10 旧事業団法第二十条第一項第三号の規定により事業団から公団に対して貸し付けた資金（旧基金法第二十条第一項第三号の規定により基金から公団に対して貸し付けた資金を含む。）のうち機構の成立の日までに償還されていないものの額に相当する金額は、機構の成立の時ににおいて助成勘定から建設勘定に繰り入れられたものとみなす。この場合において、機構は、当該繰入金を旧事業団法第二十条第九項に規定する償還条件を勘案して政令で定める方法により、後日、建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

11 機構は、新債務等処理法に基づいて自らが行うこととされた業務を確実かつ円滑に実施するため、旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した公団に対して負担する債務のうち機構の成立の日までに償還されていないもの及び当該未償還の債務に係る利子の額に相当する金額を、旧事業団法附則第七条第五項に規定する償還条件を勘案して政令で定める方法により、助成勘定から新特例業務勘定に繰り入れるものとする。

る。

(業務の特例)

第十一条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線(以下この項において「建設線」という。)の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線に係る同法第六条第一項に規定する営業主体がその全部又は一部を廃止した鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であつて、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときにおいて、日本貨物鉄道株式会社に対し、政令で定めるところにより、助成金の交付を行うこと。

二・三 (略)

四 中央新幹線(平成二十三年五月二十六日に全国新幹線鉄道整備法第七条第一項の規定により決定された整備計画に係る建設線をいう。以下この号において同じ。)の速やかな建設を図るため、中央新幹線に係る同法第六条第一項に規定する建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けること。

五 都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は政令で定める大規模な改良に関する事業を行う東京地下鉄株式会社に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

六 (略)

2 (略)

3 機構は、第十三条及び前二項に規定する業務のほか、旧基金法附則第十条第二項の規定により基金が承継し、さらに、旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した債務のうち附則第三条第一項の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払(これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を含む。)に関する業務、保有機構が改正前改革法第二十一条の規定により日本国有鉄道から承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る当該承継に伴う所有権の移転の登記に関する業務その他同項の規定による権利及び義務の承継に伴い必要となる業務を行うものとする。

4 (略)

5 この法律の施行の際現に旧事業団法第二十条第一項第二号に掲げる業務に関し同条第七項の規定により事業団が締結している協定、同条第一項第八号の規定により事業団が締結している貸付契約及び同項第九号の規定により事業団が締結している保証契約に係る事業団の業務については、この法律の施行後は機構が行うものとし、これらの規定及び同条第八項の規定は、これらの業務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

6 (略)

6 (略)

(日本鉄道建設公団法及び運輸施設整備事業団法の廃止)

第十四条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 (略)

二 運輸施設整備事業団法

○日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号) (抄) ※日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第七条による廃止

前の条文

(業務の範囲)

第二十六条 事業団は、第一条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 国鉄長期債務その他の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を行うこと。

二 前号の業務その他業務の遂行に必要な資金に充てるために土地その他の資産の処分を行うこと。

三 前号の業務を効果的に推進するため事業団の所有する土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。

四〇六 (略)

二〇四 (略)

附 則

(日本鉄道建設公団の鉄道施設に係る資産及び債務の承継等)

第九条 (略)

2 事業団は、次に掲げる場合には、日本鉄道建設公団の長期借入金及び鉄道建設債券に係る債務のうち、当該鉄道施設の建設に係る部分として運輸大臣が定めるものを承継するものとする。

一 本州と北海道を連絡する鉄道に係る鉄道施設であつて運輸大臣が定めるものが鉄道事業の用に供されることとなつたとき。

二・三 (略)

三・四 (略)

○運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号) (抄) ※独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条による廃止前の条文(業務の範囲等)

第二十条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は政令で定める大規模な改良に関する事業を行う日本鉄道建設公団(当該事業につき、日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)第二十二条第二項の国土交通大臣の指示があった場合に限る。次項第二号において同じ。)又は帝都高速度交通営団に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

四〇十七 (略)

2〇6

7 事業団は、第一項第二号に掲げる業務については、株式会社日本政策投資銀行と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 事業団は、株式会社日本政策投資銀行に対し、第一項第二号の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。

二〇四 (略)

8・9 (略)

附 則

(鉄道整備基金の解散等)

第七条 鉄道整備基金(以下「基金」という。)は、事業団の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2〇6 (略)

(船舶整備公団法及び鉄道整備基金法の廃止)

第十五条 次の法律は、廃止する。

一 (略)

二 鉄道整備基金法

〇鉄道整備基金法(平成三年法律第四十六号) (抄) ※運輸施設整備事業団法附則第十五条による廃止前の条文

(業務の範囲等)

第二十条 基金は、第一条の目的を達成するため、次条第一項の規定に基づいて運輸大臣が定める業務実施方針に従って、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は政令で定める大規模な改良に関する事業を行う公団(当該事業につき、日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)第二十二條第二項の運輸大臣の指示があつた場合に限る。次項第二号において同じ。)又は帝都高速度交通営団に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

四 (略)

2
5

6 基金は、第一項第二号に掲げる業務については、日本開発銀行と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 基金は、日本開発銀行に対し、第一項第二号の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。

二(略)

7・8 (略)

附 則

(基金の成立等)

第四条 (略)

2 譲渡法附則第二條の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法(以下「旧機構法」という。)附則第五條第一項の規定により譲渡法第五條第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構(以下「旧機構」という。)が日本国有鉄道清算事業団に対して負担した債務のうち前項の規定により基金が承継するものの償還、当該債務に係る利子の支払その他の当該基金が承継する債務の負担に関し必要な事項は、政令で定める。

3(略)

○全国新幹線鉄道整備法施行令(昭和四十五年政令第二百七十二号)(抄)

(新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用に充てるものとして算定される額)

第七條 国土交通大臣は、法第十三條第一項の額の算定のため、新幹線鉄道の建設に関する工事の区間ごとに、次に掲げる額を算定するものとする。

一 当該区間に係る鉄道施設の建設に関する工事に要すると見込まれる費用の額

二 当該区間に係る鉄道施設の貸付け後に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が営業主体から支払を受ける
と見込まれる当該鉄道施設に係る貸付料収入の額(当該鉄道施設に係る租税及び管理費(機構において当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。)に充てる部分を除く。)

2 各事業年度における法第十三条第一項の政令で定めるところにより算定される額は、当該事業年度における第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額を、新幹線鉄道の建設に関する工事の区間ごとに、当該事業年度における当該区間に係る鉄道施設の建設に関する工事に要する費用の額に前項第二号に掲げる額の同項第一号に掲げる額に対する比率を乗じて得た額に应じてあん分し、当該あん分した額を基準として国土交通大臣が定める額とする。

一 営業主体から支払を受ける新幹線鉄道に係る鉄道施設の貸付料その他の機構の新幹線鉄道に係る業務に係る収入（平成二十五年四月一日から平成二十九年九月三十日までの間において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十七条第三項の規定により建設勘定に繰り入れることとなる繰入金をもつてその債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てることとなる借入りに係る収入であつて、同項第一号に掲げる事業に要する費用の一部に充てるもの（以下「後年度繰入金充当収入」という。）を除く。）の額

二 機構が営業主体に貸し付けている新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る租税及び管理費（機構において当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。）並びに機構において新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用（当該事業年度以前の事業年度における後年度繰入金充当収入に係るものを除く。）の額

3 (略)

附 則

2 機構が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第一号の規定による助成金の交付を行うときは、第七条第二項第二号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、同号に掲げる額に日本貨物鉄道株式会社が当該事業年度においてする同法附則第十一条第一項第一号に規定する鉄道線路の使用に係るものとして機構が交付する当該助成金の額を加えた額とする。

3 機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）附則第六条第一項の規定により繰入れを行う場合における第七条第二項の規定の適用については、同項第二号中「費用（）」とあるのは、「費用（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）附則第六条第一項の規定により繰り入れられる繰入金をもつて充てるもの及び）」とする。

4 機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第六条第三項の規定により繰入れを行う場合における附則第二項の規定の適用については、同項中「当該助成金」とあるのは、「当該助成金（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）附則第六条第三項の規定により繰り入れられる繰入金をもつて充てるものを除く。）」とする。

○全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）（抄）

(建設費用の負担等)

第十三条 機構が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用（営業主体から支払を受ける新幹線鉄道に係る鉄道施設の貸付料その他の機構の新幹線鉄道に係る業務に係る収入をもつて充てるものとして政令で定めるところにより算定される額に相当する部分を除く。）は、政令で定めるところにより、国及び当該新幹線鉄道の存する都道府県が負担する。

2～4 (略)

○日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令（昭和六十二年政令第五十三号）（抄）
（定義）

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 清算事業団法 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号。第七号及び第七条第二項において「債務等処理法」という。）附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）をいう。

四～七 (略)

(権利及び義務の承継に伴う承継法人等に対する法人税法等の適用に関する経過措置等)

第七条 (略)

2 承継法人（施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する一般旅客自動車運送事業（以下「一般旅客自動車運送事業」という。）を経営する株式会社を含む。）が次の表の上欄に掲げる法律の規定により同表の中欄に掲げる者から無償で貸付けを受けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供していた固定資産と同欄に掲げる者の有する固定資産との交換が同表の下欄に掲げる法律の規定により行われた場合には、当該承継法人がその交換により取得した固定資産は、法人税法第四十二条第二項に規定する固定資産とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同項中「その固定資産の価額」とあるのは、「その固定資産の価額から交換により譲渡した固定資産の当該交換の時ににおける帳簿価額を控除した残額」とする。

債務等処理法附則第十一条の規定による改正前の施行法第三十条 一条	清算事業団	清算事業団法第二十六条第一 項第三号
(略)	(略)	(略)

○日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）（抄）

（旅客会社による一般自動車運送事業の経営の分離）

第二十一条 旅客会社は、改革法第十条の規定の趣旨に従い、日本国有鉄道から引き継いだ一般自動車運送事業の経営の分離に関する検討を行い、その成立の日から六月以内に、その検討の結果を運輸大臣に報告するものとする。

2 旅客会社は、前項の検討の結果に基づき一般自動車運送事業の経営を分離しようとするときは、遅滞なく、その分離に関する方針その他の運輸省令で定める事項を記載した計画を定め、運輸大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3・4 （略）

○日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）（抄） ※日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第十一条による改正前の条文

（承継法人に対する清算事業団の土地の無償貸付け）

第三十一条 清算事業団は、改革法第二十二条の規定により資産の承継が行われた場合において、承継法人の事業の用に供する施設が清算事業団の土地に存することとなり、その施設を清算事業団の土地から移転することが必要となるときは、当該移転が終了するまでの間は、当該土地を当該承継法人に対し無償で貸し付けることができる。

○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）

（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）

第四十二条 （略）

2 内国法人が、各事業年度において国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける固定資産を取得した場合において、その固定資産につき、その固定資産の価額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3・8 （略）

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

(鉄道事業課の所掌事務)

第二百二十六条 鉄道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること(他課及び安全監理官の所掌に属するものを除く。)
- 二 鉄道等に関する助成に関すること(技術企画課及び施設課の所掌に属するものを除く。)
- 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項から第四項までの業務に関すること。
- 四 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の行う業務に関すること。
- 五 本州四国連絡高速道路株式会社の行う高速道路株式会社法第五条第一項第五号イの業務及びこれに附帯する業務に関すること。
- 六 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項の業務に関すること。
- 七 東京地下鉄株式会社の会計に関すること。

(施設課の所掌事務)

第二百二十九条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 鉄道等の用に供する施設の整備に関する事務のうち技術に関すること(道路局の所掌に属するものを除く。)
- 二 新幹線鉄道に係る行為制限区域に関すること。
- 三 索道による運送及び索道事業の発達、改善及び調整に関すること(事業の許可、事業の承継及び事業の停止の命令に関する事務に限る。)
- 四 鉄道等の用に供する施設に関する安全の確保に関すること(当該施設の管理及び保守に関する検査に係るもの並びに道路局の所掌に属するものを除く。)
- 五 鉄道等の整備及び運行に関連する環境対策に関すること。

附 則

(鉄道局鉄道事業課の所掌事務の特例)

第二十三条 鉄道局鉄道事業課は、第二百二十六条各号に掲げる事務のほか、令和三年三月三十一日までの間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号。以下この条において「債務等処理法」という。附則第五条第一項の業務に関する事務をつかさどる。

2 鉄道局鉄道事業課は、第二百二十六条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第一号、第四号及

び第五号の業務並びにこれらに附帯する業務、同条第三項の業務並びに同条第五項の業務のうち協定に係る業務に關すること。

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う債務等処理法第二十一条第一項に規定する特例業務（次条において単に「特例業務」という。）に關すること（鉄道局施設課の所掌に屬するものを除く。）。

三・四 （略）

3 （略）

4 鉄道局鉄道事業課は、第二百二十六条各号に掲げる事務、第一項に規定する事務、第二項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う債務等処理法附則第四条第一項第二号の業務が終了するまでの間、当該業務に關する事務をつかさどる。

（鉄道局施設課の所掌事務の特例）

第二十四条 鉄道局施設課は、第二百二十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が特例業務として行う宅地の造成及びこれに關連する施設の整備に關する技術上の計画に關する事務をつかさどる。